

- 労働力供給制約下での雇用保険制度における対応の在り方
- 令和8年度末までの暫定措置の在り方
- 令和6年改正を踏まえて検討することとされている事項
- 雇用保険を受給できない非正規雇用労働者等に対する
職業訓練の受講に向けた支援の在り方

等

（参考）雇用保険法における各種暫定措置（令和8年度末まで）の概要

○ 雇止め離職者の特例

有期労働契約の更新を希望したが更新されなかった離職者について、一般の離職者の失業給付の給付日数（90日～150日）ではなく、倒産・解雇等による離職の場合の給付日数（90日～330日）を適用する暫定措置。

○ 地域延長給付

倒産、解雇や雇止めによる離職者のうち、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、失業給付の給付日数を60日間延長する暫定措置。

○ 教育訓練支援給付金

厚生労働大臣の指定を受けた中長期のキャリア形成に資する教育訓練（専門実践教育訓練）を受講し、修了する見込みのある者で一定の要件（※1）を満たす者に対して、訓練期間中（最大4年間）の受講支援として、失業給付の一部相当額（※2）を支給する暫定措置。

※1 受講日において45歳未満、失業の認定を受けている、受講開始日前に教育訓練給付金を受けたことがない、離職後1年以内に受講開始等

※2 基本手当の日額の60%に相当する額

○ 介護休業給付の国庫負担

雇用保険制度においては、国庫もその費用の一部を負担しており、介護休業給付については、雇用保険法上1/8負担することとされているが、その負担割合を1/80とする暫定措置。